

欧州 27 か国への刑事共助ネットワークの拡大

～ 日・EU 刑事共助協定～

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお
中内 康夫

近年の国境を越えた犯罪の増加等に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力（刑事共助）の必要性が高まっている。このため、日本政府は、条約上の義務として共助を実施することとなる刑事共助条約について、共助件数の多い国・地域を優先して締結交渉を行い、これまでに米国、韓国、中国及び香港との間で同条約を締結し、ロシアとの条約も署名済みである。

日本と欧州連合（EU）加盟国との間でも刑事共助のニーズが高いことを踏まえ、平成 21 年 4 月以降、日・EU 間で条約締結に向けての正式交渉を行った結果、「刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定」（以下「日・EU 刑事共助協定」又は「本協定」という。）について案文の合意に至り、同年 11 月 30 日に EU 側アスク・スウェーデン法務大臣が、12 月 15 日に日本側岡田外務大臣がそれぞれ署名を行った。その後、平成 22 年 2 月 23 日には、その承認案件が第 174 回国会に提出されている。

本稿では、以上の経緯を踏まえ、近年の日本における刑事共助への対応を概観した上で、日・EU 刑事共助協定の作成経緯、主な内容及び注目点を紹介していくこととしたい。

1. 日本における刑事共助への対応

（1）刑事共助条約とは

「共助」とは、一般に、国家機関の間で民事・刑事の法律上の手続における様々な援助を行うことをいう。このうち、「刑事共助」とは、一般に、外国の刑事事件の捜査、訴追等に必要な証拠（証言、供述、物件等）が自国にある場合に、当該外国の要請により、当該外国の捜査当局に代わってこれらの証拠を取得し、提供することなど、刑事分野における国家間の協力のことを指す概念である¹。なお、刑事共助のうち、捜査機関が行うものを「捜査共助」、裁判所が行うものを狭義の「司法共助」と呼んでいる²。

「刑事共助条約」とは、一般に、こうした刑事共助の実施を条約上の義務とすることにより、共助の確実な実施を担保するとともに、共助の実施のための連絡について、外交当局ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、事務処理の合理化・迅速化を図るものである。

¹ 第 164 回国会衆議院外務委員会議録第 11 号 2 頁（平 18. 4. 21）、長嶺外務省大臣官房審議官答弁。

² このほかに捜査機関間の捜査協力として「国際警察間協力」も行われている。この協力の中心となる機関が国際刑事警察機構（ICPO）である。ICPO は、各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための各種国際会議の開催、国際手配書の発行等を行っている。ICPO を通じた捜査協力は、一般的には、捜査及び訴追に必要な証拠等を提供する捜査共助とは異なり、その前段階における様々な情報及び資料の提供を加盟国の警察機関の間で行うものである。

(2) 日本における刑事共助への対応

日本政府は、刑事事件の捜査に必要な証拠が外国に存在する場合、刑事共助条約を締結していない国・地域に対しては、原則として、外交ルートを通じて国際礼讓による捜査共助を要請している³。また、日本政府が、外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供等について外国政府から協力を求められた場合、「国際捜査共助等に関する法律」に基づき、相互主義の保証の下に、刑事共助条約を締結していない国・地域との間であっても捜査共助を実施し得ることとなっている⁴。

日本政府は、最近まで、刑事共助に関する二国間条約を締結してこなかったが、平成 18 年 7 月に米国との間で初めて刑事共助条約を締結したのを契機として、その後は、韓国、中国及び香港⁵との間でも条約を締結している(表 1 参照)。現在、日本が締結している刑事共助条約はこの 4 条約であるが、ロシア及び EU との間では条約交渉が妥結、署名に至っており、平成 22 年 2 月 23 日には、その承認案件 2 件が第 174 回国会に提出されている。

以上のほか、現在、日本政府が刑事共助条約の締結に向けて正式交渉を行っている国・地域はないが、スイス、フィリピン及びブラジルとの間で予備協議を継続中である。

(表 1) 日本が署名・締結している刑事共助条約

	相手国・地域	署名日	国会承認	発効日
1	米 国	平成 15 年 8 月 5 日	16 年 5 月 19 日	18 年 7 月 21 日
2	韓 国	18 年 1 月 20 日	18 年 5 月 17 日	19 年 1 月 26 日
3	中 国	19 年 12 月 1 日	20 年 5 月 16 日	20 年 11 月 23 日
4	香 港	20 年 5 月 23 日	21 年 7 月 3 日	21 年 9 月 24 日
5	ロ シ ア	21 年 5 月 12 日	-	-
6	欧州連合 (EU)	(日本) 21 年 12 月 15 日 (EU) 21 年 11 月 30 日	-	-

2. 本協定の作成経緯

現在、刑事共助条約を締結していない国・地域との捜査共助は、要請の都度、相互主義の保証を取り付ける必要があるほか、外交ルートを原則とするために手続面で時間を要し、迅速な対応に欠けるとの指摘がある。日本と EU 加盟各国との間では、これまでも外交ルートを通じて数多くの捜査共助が実施されているが(表 2 及び表 3 参照)、人的往来の拡大等に伴い、共助のニーズは今後一層高まると見られている。

³ 国際礼讓とは、国際社会において儀礼的、便宜的又は恩恵の考慮に基づき、一般的に遵守される慣例のことをいう(第 169 回国会衆議院外務委員会議録第 8 号 26 頁(平 20. 4. 16) 猪俣外務省大臣官房審議官答弁)。

⁴ このほか、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)及び「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)に、所定の犯罪行為から生じた収益等の没収・追徴に係る確定裁判の執行及び財産の保全についての国際共助手続に関する規定が置かれている。

⁵ 香港は、香港特別行政区基本法の下、高度な自治権を有し、司法制度も中国本土とは異なる。そのため、中国政府とは別に香港特別行政区として、別途、刑事共助協定を各国と締結している。

こうした事情を背景として、日本政府は、平成 19 年 2 月に E U 側と非公式協議を開始し、21 年 4 月から 4 回の正式交渉を経て、同年 11 月には協定案文について実質的合意を見るに至った⁶。その後、同年 12 月 15 日、東京において、日本側は岡田外務大臣によりこの協定への署名が行われた。一方、E U 側は、リスボン条約発効（同年 12 月 1 日）前に署名を行う必要があるとの事情から、11 月 30 日にブリュッセルにおいて、当時の E U 議長国であるスウェーデンのアスク法務大臣により署名が行われた⁷。

なお、E U 加盟各国は、従来、欧州以外の国々と個別に二国間の刑事共助条約を締結してきたが、最近になり、E U 全体として欧州以外の国々と刑事共助条約を締結する方針をとることとなり、平成 22 年 2 月には米国・E U 間の刑事共助条約が発効している。ただし、同条約は、米国がそれまでに E U 加盟各国と個別に締結してきた既存の二国間条約を補完する内容のものであり、E U 全体として包括的な内容の刑事共助条約を締結するのは今回の日本との協定が初めてとなる。

（表 2）日本から外国・地域に対し捜査共助を要請した件数（警察庁分＋法務省分）

国名	年(平成)											国別累計
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
E U加盟国	1+2	1+3	0+2	4+2	0+1	1+1	1+1	8+1	3+0	2+2	0+1	21+16 (計37)
フランス	0+1	0+1	0+2	0+1		0+1		3+0	1+0	0+1		4+7 (計11)
オランダ	1+0	1+1		1+0	0+1			1+0	2+0			6+2 (計8)
英国	0+1					1+0				0+1		1+2 (計3)
デンマーク				1+0						2+0		3+0 (計3)
スウェーデン		0+1		1+0								1+1 (計2)
スペイン				1+0			1+0					2+0 (計2)
ドイツ								1+1				1+1 (計2)
その他のE U加盟国				0+1			0+1	3+0			0+1	3+3 (計6)
米国	2+9	3+7	10+2	4+1	6+3	6+1	1+1	5+4	7+2	0+2	13+1	57+33 (計90)
韓国	2+4	2+4	7+3	2+4	2+0	2+1	3+1	2+2	5+6	18+2	11+3	56+30 (計86)
中国	1+2	3+2	3+0	1+2	1+2		1+1	2+2	0+1	5+0	3+0	20+12 (計32)
タイ	0+3	1+4	1+1	1+1	0+1		3+1	0+1	2+0	6+2	1+0	15+14 (計29)
フィリピン	0+1	0+2	1+3		1+0	2+0	1+0	2+1	1+2			8+9 (計17)
香港	0+1	0+2		0+2	0+1		0+1	2+0	1+1	1+1	2+2	6+11 (計17)
オーストラリア			1+0		0+1			2+0	1+0	2+0	0+1	6+2 (計8)
ブラジル	0+1					1+0		2+0	3+0	1+0		7+1 (計8)
ペルー		0+1						1+2	1+0			2+3 (計5)
ロシア				0+1					2+0	1+0	1+0	4+1 (計5)
マレーシア	1+0	0+1					2+0					3+1 (計4)
カナダ		0+1				1+0			0+1		0+1	1+3 (計4)
シンガポール			1+0			0+1					1+1	2+2 (計4)
スイス							1+0	0+2		1+0		2+2 (計4)
セルビア(・モンテネグロ)				1+0			1+0	0+1				2+1 (計3)
その他	2+0	3+1	0+2	2+0	0+2	1+1	0+2	4+0	0+1	2+2	3+0	17+11 (計28)
合計	9+23 (計32)	13+28 (計41)	24+13 (計37)	15+13 (計28)	10+11 (計21)	14+5 (計19)	14+8 (計22)	30+16 (計46)	26+14 (計40)	39+11 (計50)	35+10 (計45)	229+152 (計381)

（注）各項目の左側は警察庁から要請した件数、右側は法務省から要請した件数である。

（出所）外務省資料に基づき筆者作成

⁶ 正式交渉は、日本の関係当局と当時の E U 議長国であったスウェーデンの関係当局との間で行われた。

⁷ リスボン条約が発効すると E U 内において本協定に署名を行うべき当事者について見解が分かれる可能性があり、その前に、ニース条約に基づき当時の E U 議長国であったスウェーデンの法相が署名を行った。

(表3) 外国・地域から日本に要請のあった捜査共助の件数

国名	年(平成)											国別累計
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
EU加盟国	5	5	6	14	10	7	35	17	13	8	10	130
英国	3		3	3	4	2	2		6	2	5	30
ポーランド	1	1	1	4	2		13	8				30
オランダ	1		1	1	2	2	2	2			1	12
ドイツ				2			3		4	3		12
フランス		1		1	1	1	4	1	3			12
ベルギー				1			4	1				6
チェコ						1		3		1	1	6
イタリア		1		1		1	1					4
リトアニア		1					2				1	4
その他のEU加盟国		1	1	1	1		4	2		2	2	14
米国	8	6	8	2	2	4	1	2	7	6	1	47
韓国	4	1	2	3			3	3	5	5	8	34
ロシア		1	1	3	2	5	8	2	1	2	2	27
カナダ		1		1	2		3	1			1	9
オーストラリア	1				1	2	1		3			8
ペルー				1	1		4		1		1	8
コロンビア						1	4	2				7
イスラエル			1				2	2		1		6
スイス	1				1			1	1	2		6
ニュージーランド	2					3	1					6
タイ			1		1		1			2		5
中国	1			2	1	1						5
その他		2		2		1	8	5	3	2	3	26
合計	22	16	19	28	21	24	71	35	34	28	26	324

(出所) 外務省資料に基づき筆者作成

3. 本協定の主な内容

本協定は、日本とEU加盟国との間において、請求国からの請求に基づき、被請求国が捜査、訴追その他の刑事手続について共助（証拠の取得、人・場所・物の見分等）を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うことなどを定めており、前文、本文31か条及び関連の附属書から成る。その主な内容等は以下のとおりである。

(1) 共助の内容

本協定で定める共助の内容としては、証言、供述又は物件の取得、「ビデオ会議」⁸を通じた聴取を可能とすること、銀行口座の記録等の取得、人、物件又は場所の見分、これらの特定等、被請求国の立法、行政、司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、文書の送達及び出頭が求められている者に対する招請の伝達、拘禁されている者の身柄の一時的な移送（証言の取得その他の立証の目的のためのもの）、犯罪の収益又は道具の没収等に関連する手続についての共助が明記されている（第3条(a)～(j)）。ただし、これらは非網羅的・例示的な列挙であり、他の方式による共助であっても、被請

⁸ 本協定では「映像及び音声の送受信による通話」を「ビデオ会議」と呼んでいる。

求国の法令により認められるものであれば、日本とEU加盟国との間の合意により、本協定に基づく共助に含められる（第3条（k））。

（2）中央当局の指定

中央当局は、共助の請求のやり取りなど、本協定に定める任務を行う。日本及びEU加盟国の中央当局は、協定実施に当たって、相互に直接連絡する（第4条、第5条）。

各国の中央当局は附属書に掲げられている。日本の中央当局は、法務大臣及び国家公安委員会並びにこれら的大臣・委員会が指定する者となっている⁹。一方、EU側では、各加盟国において法務省、検察庁等がそれぞれ指定されている。

日本の中央当局を法務大臣と国家公安委員会の二つとしたのは、共助の請求に係る捜査等の刑事手続に関し両者の所管が関係することがあるためであり、協定上は明記されていないが、おおむね以下の運用がなされることとなる（表4参照）。

（表4）中央当局として共助の請求先又は共助請求の実施者となる機関

締約者	中央当局		
日本	EU加盟国からの共助請求先	法務大臣(注)	
	日本からの共助請求の実施者	(a) 検察官又は司法警察職員(下記(b)を除く)から送付された請求	法務大臣(注)
		(b) 警察官又は皇宮護衛官から送付された請求	国家公安委員会(注)
EU	各加盟国の法務省、検察庁等		

(注) 大臣・委員会がそれぞれ指定する者を含む。

（3）共助の請求とその実施手続

請求国は、共助の請求を書面により行う。ただし、緊急の場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法（ファクシミリ、電子メール等）により請求を行うことができる（第8条）。

一方、被請求国は、請求された共助について、本協定の関連規定及び自国の国内法に従って速やかに実施しなければならない。被請求国は、請求国に対し、共助を実施することができたか否かについて速やかに通報し、また、共助の実施の結果得られた証拠（証言・供述の記録、その他の物件等）を提供する（第10条）。

共助の実施に要するすべての費用は、原則として、被請求国が負担することとされているが、鑑定・翻訳等に要する費用、証人等の移動に伴う費用、ビデオ会議を行うための回線の設営費・通信費等は請求国が負担する（第12条）。

なお、請求国は、被請求国の事前の同意がない限り、提供される証拠を共助の請求に係

⁹ 日本がこれまでに締結した刑事共助条約においては、法務大臣は法務省刑事局国際課長、国家公安委員会は警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を中央当局として指定している。

る刑事手続以外の目的に使用してはならない(第13条)。

また、請求国は、被請求国から、提供された物件の輸送・保管に際して、被請求国の定める条件(第三者の利益保護の措置等)に従うこと、又は提供された物件を使用後に返還することの要請があった場合には、その要請に従わなければならない(第14条)。

(4) 共助の拒否事由

被請求国は、請求された共助について、政治犯罪又はこれに関連する犯罪と認める場合、自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合、何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見又は性を理由に訴追等を行う目的のものであると認めるに足る十分な理由がある場合、共助の請求の目的となる対象者が日本又はEU加盟国において同一の事実により既に確定判決を受けている場合、

本協定に定める要件に適合していないと認める場合については、共助を拒否することができる(第11条1)。なお、¹⁰に関して、「死刑を科し得る犯罪」に係る共助は、請求国と被請求国との間で合意がある場合を除き、拒否事由である「自国の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合」に該当すると明記されている(同条1(b))(詳細は後述)。

また、被請求国は、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しない(「双罰性」¹⁰の要件の欠如)と認める場合には、自国の法令に基づき強制措置が必要となる共助を拒否することができる(同条2)¹¹。

ただし、被請求国は、共助の拒否に先立ち、条件の付加により共助が可能となり得る場合には、請求国と当該条件の受入れについて協議を行うこととされている(同条4)。

(5) 共助の態様

本協定の第15条から第25条では、第3条で列挙された各共助(証言、供述又は物件の取得、ビデオ会議を通じた聴取、銀行口座等の記録の取得、人、物件又は場所の見分等、被請求国の立法、行政、司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、文書の送達及び招請の伝達、拘禁されている者の一時的な移送、収益又は道具の凍結・没収)について、その実施に当たっての義務、手順、条件、関係者の権利保護等の態様が規定されている。

(6) 最終規定等

本協定は、日本・EU側の双方が、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる(第31条)。なお、本協定は、EU加盟各国ではなく、EUそのものが締結主体であるため、

¹⁰ 双罰性(双方可罰性)とは、共助を求められている刑事手続の対象となる行為が、請求国と被請求国の双方の国内刑法で定める犯罪に該当し、可罰的であることをいう。双罰性を認定するには、同一の行為について罪に問えればよく、必ずしも同一区分・同一罪名の犯罪であることを要しない。

¹¹ 日本と附属書に掲げる2か国(オーストリア及びハンガリー)との関係では、被請求国は、双罰性の要件が欠如していると認める場合には、強制措置が必要となるものに限定せずに共助を拒否することができる。

今後、EU加盟国に変更があった場合でも、それを理由に協定の改正を行う必要はない¹²。

(7) 本協定の実施に係る国内措置

本協定を実施するに当たって、新たな立法措置及び予算措置は必要としない。

なお、国内法制については、平成16年の日・米刑事共助条約の国会承認(第159回国会)に際し、「国際捜査共助法」¹³等が改正され、日本が締結する刑事共助条約一般に対応できるよう、所要の規定が整備されている。

4. 本協定の注目点

(1) 欧州27か国への刑事共助条約のネットワーク拡大

外務省は、本協定締結の意義として、共助の実施が協定上の義務となることから、共助が相手国によって実施される確実性がより一層高まること、共助実施のための連絡を中央当局間で直接行うことを可能にすることにより、事務処理の軽減・迅速化が期待できることなどを挙げている。

現在、日本が締結している刑事共助条約は、前述のとおり、米国、韓国、中国及び香港の4か国・地域に過ぎないが、本協定が締結されれば、EU加盟の欧州27か国が条約の対象国となり、日本の刑事共助条約のネットワークが大きく拡大されることとなる¹⁴。平成11年から21年までの日本とEU加盟各国との間の刑事共助の実績は167件で、これは同期間中の日本と米国との間の刑事共助実績137件を上回るものであり(表2及び表3参照)本協定により、EU加盟国との間で共助実施の確実性が高まり、共助に係る事務処理の軽減・迅速化が図られることとなれば、日本にとっては、国境を越えた犯罪への効果的な対処という点で大いに意義があるものと言えよう。

一方で、EU加盟各国の国内の刑事法制には様々な違いがある。EUとして包括的な刑事共助条約を締結するのは今回の日本との協定が初めてであるが、各国の多様な法制に十分に対応できるような規定となっているのか、今後、具体的な共助要請の場面においてその実効性が問われていくこととなろう。

(2) 「死刑を科し得る犯罪」の共助拒否の可能性

本協定では、「死刑を科し得る犯罪」に係る共助の実施については、請求国と被請求国との間で共助実施の条件に合意がある場合を除き、共助の拒否事由である「自国の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合」に該当すると規定している(第11条1(b))¹⁵。

当該規定はEU側の強い要請で盛り込まれたものであるが、この点については、EU

¹² EU加盟国に変更があれば、各国の中央当局等を定める附属書の記載は変更されることとなるが、附属書の修正は、日・EU間の書面の合意のみで行うことができ、協定の改正は必要とされていない(第30条)。

¹³ このときの法改正において「国際捜査共助等に関する法律」に改称された。

¹⁴ ロシアとの刑事共助条約も署名済みであり、同条約も発効すれば、日本はカナダを除くG8諸国と刑事共助条約を締結することとなり、条約のネットワークは更に広がることとなる。

¹⁵ 附属書により、ポルトガルについては、「無期の拘禁刑を科し得る犯罪」の共助についても「自国の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合」に該当し、共助を拒否し得ることが確認されている。

加盟国が死刑制度を採用していない現状においては、死刑を理由に共助を拒否できるのは実質的にEU加盟国のみであり、日本に不利な条約ではないか、日本において死刑を科し得る犯罪について、EU加盟国が日本に対して共助を行わないということを条約上で認めてしまうことは、日本の死刑制度の在り方に影響を及ぼすことになるのではないかなどの指摘がなされている¹⁶。

これに対して外務省は、の指摘について、本協定の下では、各国がいずれも、自国の重要な利益を害する場合には共助を拒否し得るとされており、死刑を理由とした共助の拒否もその一つとして確認したものであるとして、刑事共助においては、法制的差異により、各国がなし得る共助の範囲に差が生じることはやむを得ないとの考えを示している。その上で、日本とEU加盟国の間では、これまで多くの捜査共助が実施されてきており、刑事共助条約を締結する意義は十分に認められるものである一方、刑事共助条約が存在しない現状においても、EU加盟国は、日本からの共助要請について、死刑を理由に共助を拒否できることは変わらず、本協定の締結によりEU側に新たな権限が付与されるものではないので、日本側に不利益が生じることはないと説明している。また、の指摘については、本協定は、日本において死刑制度が存在していることを前提として、EUとの間で効果的な証拠収集等の枠組みを構築するものに過ぎず、日本の刑事司法制度の在り方について何らかの方向性を定めようとするものではないとして、本協定の締結によって、日本の死刑制度に影響を及ぼすことはないと説明している。

なお、こうした問題については、国家公安委員会の会議においても指摘がなされ、一部委員からは本協定の締結に慎重な意見も示されている¹⁷。その後、中井国家公安委員会委員長は、記者会見において、同委員会で様々な意見が出されたことを認めた上で、「岡田外務大臣と会談し、二人で政治判断を行って、本協定の締結について閣議で了承した」と経緯を説明し、「不安や不満の点もあるかもしれないが、日本としてはできる限りのことをしている。その上で、国境を越えて逃げる犯人を徹底的に追い込んでいけるエリアを広げていくことが大事だ」との認識を示し、本協定の締結の意義を強調している¹⁸。

日本において死刑を科し得る犯罪としては、殺人罪（刑法第199条）、強盗致死罪（刑法第240条後段）等が該当することとなる。EU加盟国が、そうした犯罪に係る刑事共助の要請について、すべての場合に要請を拒否してしまうと、共助の実効性は大きく損なわれることとなろう。実際には、個別の案件毎に、日本とEU加盟国との間で共助実施にどのような条件を付けることで合意できるのかといった点も含め、その都度、対応が決められていくこととなろうが、死刑を科し得る犯罪に係る日本からの共助要請について、その実効性がどの程度担保されることとなるのか、国会審議においても十分な議論がなされる必要があると考えられる。

¹⁶ EUのすべての加盟国は、死刑の完全廃止を規定した欧州人権条約の第6議定書を批准している。また、死刑廃止はEUへの加盟条件でもある。さらに、平成10年にEUは、全世界の死刑廃絶に向けた取組に関するガイドラインを策定し、国際的な死刑廃止運動を強化していくことを決定している。

¹⁷ 国家公安委員会ホームページ、定例委員会の議事概要（平成21年10月29日及び11月5日）参照。

¹⁸ 国家公安委員会ホームページ、国家公安委員会委員長記者会見要旨（平成22年1月5日）参照。

(3) 「ビデオ会議を通じた聴取」に係る共助

本協定では、日本がこれまでに締結した刑事共助条約にはない新たな共助の形態として、「ビデオ会議を通じた聴取」が規定されている(第3条(b))。具体的には、請求国の裁判所、検察庁等の当局が被請求国に所在している者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合に、被請求国は、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することが可能となる対応をとることができる(第16条)。

欧州各国の間では、ビデオ会議を通じた証言等の聴取は刑事共助の形態として一般的に行われており、EU側の要請で本協定に加えられたものである。こうした共助が認められれば、目撃者の証言や専門家の意見聴取の手続が大幅に簡略化され、移動に必要な時間や経費も不要になるといったメリットがある。

他方、日本では、こうした共助はこれまで実施されてきておらず、「国際捜査共助等に関する法律」等の国内法にも具体的な規定はない。さらには、ビデオ会議に用いる機器の整備等の問題もあり¹⁹、本協定では、日本側の要請で「聴取を可能とすることができる」と規定され、被請求国においてビデオ会議を通じた聴取を行う体制が十分にとれないと判断されるときには、第11条に定める「共助の拒否事由」に該当しない場合であっても、当該共助を実施しないことが認められている。

日本の当局がビデオ会議を通じて得た証言等が日本の裁判においてどの程度の証拠価値を有するものとなるのか、また、逆にEU加盟国からビデオ会議を通じた聴取を要請された場合に、日本の関係当局がどの程度まで対応可能であるのかなど、実際の運用に当たっては様々な課題が顕在化する可能性があり、国会審議においては、こうした課題に対する政府の対応方針等を質しておく必要がある。

(4) 「銀行口座に関する記録等の取得」に係る共助

最後に、本協定に定める共助の形態として「銀行口座に関する記録等の取得」(第3条(d))が明記されていることにも言及しておきたい。具体的には、被請求国は、捜査の対象となる自然人又は法人が共助の請求に示された銀行口座を保有又は支配しているか否かを確認し、当該口座に関する記録、銀行業務の記録、送金者・受領者の口座に関する記録等を請求国に提供するとしている(第18条)。また、その際、被請求国は、銀行の秘密保持を理由として、共助を拒否することができないことも確認されている(第11条3)。

日本側は、従来、こうした共助は、これまでの刑事共助条約にも規定されている「物件の取得」に係る共助の中に含まれるとの解釈をとっていたが、今回、EU側の要請により、協定の中で明文化されることとなった。

現在、脱税防止やマネー・ロンダリング対策に関する国際的な協力体制の強化の必要性が叫ばれており、そうした観点からも、本協定に基づき、国際的な不正資金に対する日・EU間の捜査共助の取組が更に強化されていくことが期待される。

¹⁹ 22年度予算においては、日・EU刑事共助協定の締結のための特段の予算措置はとられていない。